

令和6年第1回定例会 賛成討論

令和6年3月21日

本村 強

私は、議案第14号「武豊町介護保険条例の一部を改正する条例について」賛成の立場から討論いたします。

3年ごとに介護保険事業の制度・内容を見直す時期となっていた今回の第9期介護保険事業計画。昨年来、職員の皆様が一生懸命に、制度改正、なかんずく第1号被保険者の保険料をどうするのかを検討しておられる姿を、目の当たりにしてまいりました。

事業開始から25年目に入る第9期計画期間には、団塊の世代と言われる方々が全て、75歳以上になられるという超高齢化を迎えます。年齢を重ねるほど介護のお世話を受ける確率は高まってきます。介護保険制度を、今後とも安定的に運営し、必要な人がいつでも介護を受けられるようにするためには、事業の財政的安定や人材の確保という問題に真正面から取り組んでいく必要性が叫ばれてきました。

厚労省も、介護保険制度の持続可能性の確保のためには、高齢化の進行により、介護費用の総額が増加している中であっても、低所得者の保険料上昇を抑制することが肝要であるとしていました。そのうえで、第9期計画については「標準段階の多段階化」、「高所得者の標準乗率の引き上げ」、「低所得者の標準乗率の引き下げ」の必要性を唱えていました。

今回、本町の第9期計画の条例改正に伴う保険料は、第5段階の基準額を月額で80円のアップに留め、現状12段階の所得階層を16段階まで増やし、乗率2.7倍に引き上げて、逆進性の解消に取り組んでいただいています。合わせて、低所得階層の3段階までの保険料は、従来の8期計画の保険料よりも安く設定されています。私は、「あっぱれ」のシールを送りたいと思います。

本町においては、介護予防の必要性に鑑み、先進的に「憩いのサロン事業」「体操サロン」事業に取り組んでいただいています。高齢になっても、他人と接し、お話をし、体を動かすことによって、健康寿命を延ばすことにつながり、介護を受けるのを少しでも遅くしたり、介護を受けずに老後を送れるということが期待できます。この事業の永続性によって、介護保険事業の財政的安定も維持されるものと考えます。

今回の条例改正は、応能負担の大原則に立って、低所得者を守り、介護保険事業の継続性を展望した改正であると信じ、賛成討論と致します。